



感染者の動向

累計感染者数	26,651人
--------	---------

累計死亡者数	新規感染の傾向
--------	---------

810人	↘ (再度減少傾向)
------	------------

※出所：豪州保険省



行動・活動制限

活動制限	あり ※再度制限傾向
------	------------

実施主体

オーストラリア連邦政府、各州政府

具体的制限

ビクトリア州で新規感染者が増加し、各州はビクトリア州との州境制限措置を実施しているが、連邦政府は9月4日、西オーストラリア州を除く全州と、クリスマス前の州境制限解除を目指すことで合意に達した。

日本人学校

5月21日から教室での授業を再開（シドニー）



空港再開／直行便

空港	運行中
----	-----

日本との運航便

・減便しながらも、直行便は継続。



日本人に対する入国制限

日本人の入国	禁止
--------	----

外務省渡航情報

レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)

制限措置概要

・ 豪州国民、永住者、またその配偶者や子供以外は入国禁止。



経済活動再開の状況

経済活動制限

主要規制・制限

- メルボルンの在するビクトリア州では新規感染者が減少傾向にあることから（9月14日の新規感染35名）、9月6日には5段階からなる制限緩和計画を発表。早ければ、クリスマス前にも制限措置が解除される見込みとなった。
- NSW州でも、クラスターが新たに発生したことから、7月24日深夜からはレストラン、カフェ、パブ等の予約人数に制限が設けられ、8月2日からは、公共の場でのマスク着用が強く推奨されている。NSW州の9月14日の新規感染数は4名と制限措置の効果が表れている。

再開基準

- 経済再開に向けて、7月までに3段階で制限措置を緩和する計画。具体的な緩和内容や緩和時期は各州政府の判断による。

現地産業・企業の動き

オーストラリア統計局は7月30日、新型コロナウイルスの企業への影響に関する6回目の調査結果を発表。賃金補助、ローンの返済猶予、賃料の減免交渉など、政府の支援策を活用している企業は42%に達し、回答企業の47%は、過去1カ月の収益が減少したと回答しており、次の1カ月も減少すると予測した企業は27%だった。

※出所：外務省

シドニー事務所長
高原 正樹

ビクトリア州の新規感染数は過去3カ月で最低に

ビクトリア（VIC）州は厳格な外出制限を敷いてきたが、一日の新規感染が減少したことを受け、9月6日に5段階の制限緩和計画を発表。しかし、企業にとっては10月まで通常の営業は認められず、VIC州のビジネス界は同緩和計画の厳しさに対し批判を強めている。VIC州の9月14日発表の一日の感染者数は35人と過去3カ月で最低となった。感染者減少が続く場合、ロックダウンの早期解除を求める声はさらに高まりそうだ。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- ・ 厳しい行動制限措置により、日系小売店、レストラン等は営業停止を余儀なくされ、大きな打撃。レストランは顧客と顧客の間に「社会的距離」を置く必要があることから、制限が緩和されてもコロナ以前の営業状態には戻っていない。
- ・ サービス分野を中心に失業者や一時帰休者が急増し、消費マインドの低下から、自動車など日系販売会社に大きな影響が出ている。

サプライチェーン、物流への影響

- ・ 外国人の入国禁止措置を受けた国際航空便の運休、減便により、日本産農水産・食品の空路での輸送コストが高騰。日系輸入業者、レストラン業者に大きな打撃。

現在抱える課題、懸念

- ・ 外国人の入国禁止措置によるビジネス往来の停止。特に駐在員の交替や家族の呼び寄せが不可となり、日系企業にとって大きな悩み。外国人の自由な往来の再開には時間がかかる見込み。
- ・ 制限緩和で在宅勤務からオフィス勤務に戻ったとしても、公共交通機関やオフィス内での「社会的距離」が求められる見込み。制限緩和が進む中で、いかに被雇用者をオフィス勤務に戻していくかが、次なる課題となっている。



現地政府の企業支援策

経済支援策

支援概要

経済刺激策第1弾

- ・ 事業投資支援（資産の即時原価償却基準額の引き上げ、減価償却控除の加速）
- ・ 中小事業者へのキャッシュフロー支援（年間売上高5,000万豪ドル未満の企業に対して最大2万5,000豪ドルの資金提供、研修生の賃金50%補助）

経済刺激策第2弾

- ・ 年間売上高5,000万豪ドル未満かつ従業員を雇用している中小企業に対して2万～10万豪ドルを給付。
- ・ 中小企業の新規借り入れへの50%の政府保証（400億豪ドルの融資を支援）。

出所：豪州財務省



ジェットロからのお知らせ

開催日

セミナー・イベント名

9月17日
10月6日ウェビナー「外資投資規制：改正案のポイント」
ウェビナー「Scale up your business in Japan #3」

ジェットロメンバーズ

ジェットロメンバーズの方に向けて、毎日、コロナ関連動向を含む海外の政治・経済の速報記事を配信中。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ

新型コロナ関連のお問い合わせ

日本国内の企業の皆様のお問い合わせ
東京 03-3582-5651
平日9時～12時/13時～17時

在オーストラリア日系企業からの相談窓口
ジェットロ・シドニー事務所
ご相談・お問い合わせ
E-mail：SYD@jetro.go.jp